

租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る
源泉徴収税額を還付できないことの通知書

1 使用目的

「租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額を還付できないことの通知書」は、提出された租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る還付請求書に対して、その請求を却下した旨を請求者に通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
本文の「 から」 の 空 白 欄	申請者が法人の場合は「貴社」と、個人の場合は「貴殿」と記入する。
本文の「 付」 の 空 白 欄	租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る還付請求書の提出年月日を記入する。
処 分 の 理 由	租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る還付請求を却下する理由を記入する。
教 示	「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。